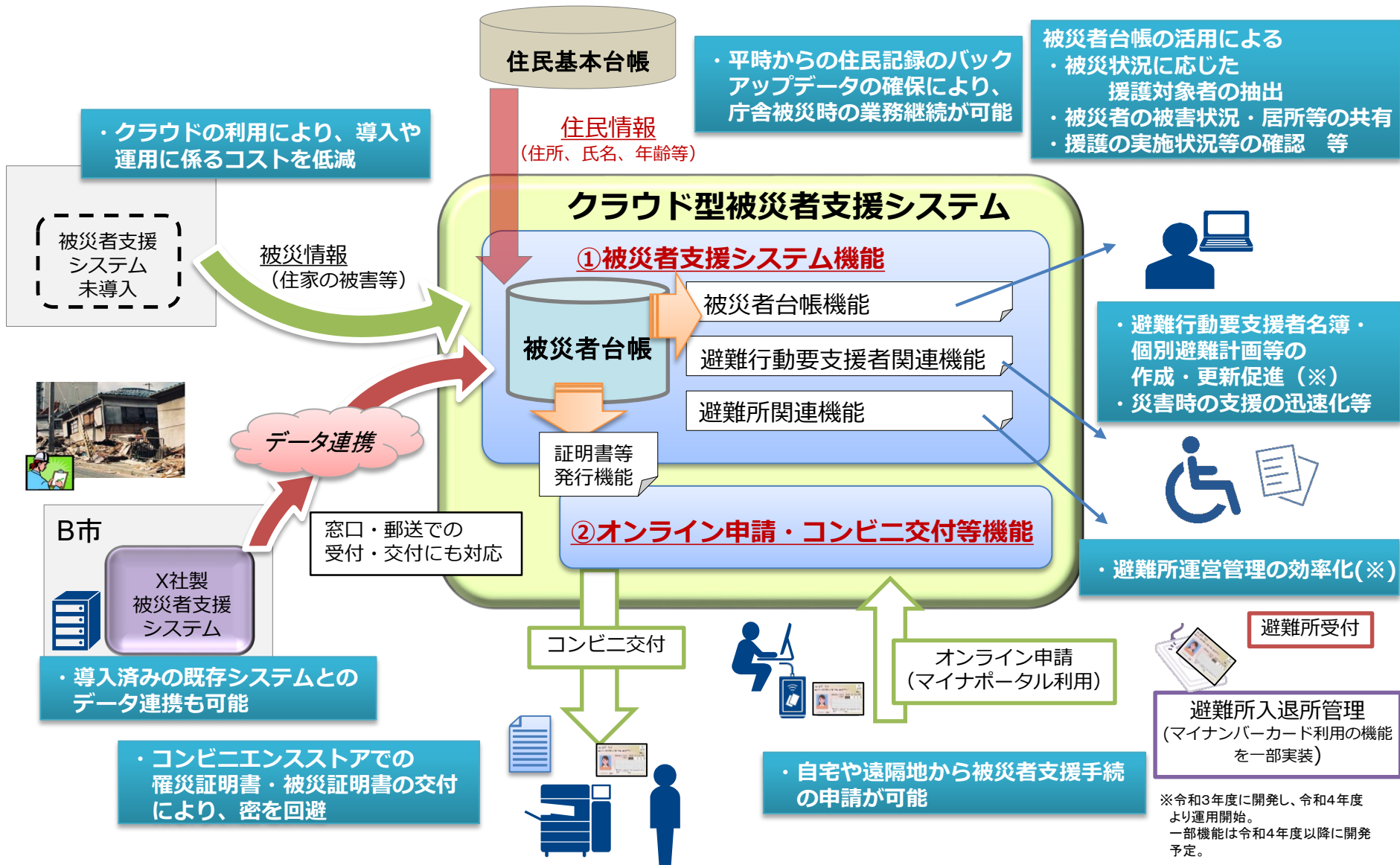


クラウド型被災者支援システムについて

内閣府 政策統括官（防災担当）

1. 被災者支援業務の概要 …P 3
2. クラウド型被災者支援システムの政策的位置づけ …P 7
3. クラウド型被災者支援システムの概要 …P11
4. クラウド型被災者支援システムの活用例 …P14
5. クラウド型被災者支援システムのデモ操作説明 …P17

1. 被災者支援業務の概要



平時

発災時

応急期

復旧期

・避難行動要支援者名簿・
個別避難計画等の作成

・避難所の管理
・避難者の管理（入退所等）

・住家の被害認定調査
・罹災証明書の交付

・各種被災者支援手続（※）

※被災者生活再建支援金、災害弔慰金、
災害障害見舞金、災害援護資金等



避難行動要支援者名簿
個別避難計画

被災者台帳の作成

<効果>

適切な避難支援等の実施

迅速・適確な援護実施
(援護の漏れ、
二重支給等の防止)

関係部署の負担軽減
(関係情報共有による
重複の排除)
見守り・相談支援への活用

被災者の負担軽減
(同様の申請等の回避)

<課題>

- 被災者支援業務の迅速化・効率化については、行政手続の電子化や被災者支援のためのシステムの整備等が有効な手段の一つであるが、現状、約半数の自治体で未整備となっている。
- 整備が進まない主な原因として、システムの構築・運用コスト等の課題が挙げられる。

自治体のシステム整備促進を目的として、
内閣府において「クラウド型被災者支援システム」を構築

平時

発災時

応急期

復旧期

○：自治体、●：被災者

<避難行動要支援者名簿>

<個別避難計画>

- 住基情報の利用等による名簿・計画の作成・更新等業務の正確性の確保・省力化
- 避難行動要支援者の検索・抽出が可能

- GIS関連機能により、ハザードマップ上危険な区域に住む方を抽出、地図上で表示（優先して対応する要支援者の検討が可能）

※一部機能は今後実装予定

<避難所管理>

- 避難所・避難者の状況把握が可能

<コンビニ交付>

- 全国のコンビニ等で住民票・印鑑登録証明書の受領が可能（コンビニ交付実施自治体の場合）

<被災者台帳>

- 住基情報をベースとし、必要な情報を入力することで、容易に被災者台帳の作成が可能
- クラウド上で各種データを集約するため、庁舎の被災等の影響を回避
- 各サブシステムの連動により、効率的なデータの集約や活用が可能
- 同じシステムを導入している他の自治体からリモートで受援可能（電話による被災者状況確認等）

<避難所入退所管理>

<避難所管理>

- ● 迅速な避難者名簿の作成により受付時の密を回避（マイナンバーカード等を利用する入退所管理サービスの活用等）
- 避難者の人数や外出状況の把握、健康状態の入力が可能
- 避難所の設備等の状況（自家発電装置、断水等）の入力も可能

<避難行動要支援者名簿>

<個別避難計画>

- 避難行動要支援者の避難状況の把握が可能

<マイナンバーカードを活用した

オンライン申請、コンビニ交付、各種被災者支援手続>

- 申請・交付に係る窓口対応職員の削減
- 相談窓口等の職員の確保
- ● 申請・交付時の密を回避
- 自宅や遠隔地から申請が可能
- 全国のコンビニ等で罹災証明書等の受領が可能（コンビニ交付実施自治体の場合）

<民間提供の被災者支援関連システムとのデータ連携>

- コンビニ交付等の一部の機能が活用可能
- 自宅や遠隔地からの申請や全国のコンビニ等での罹災証明書等の受領が可能

2. クラウド型被災者支援システムの政策的位置づけ

防災施策、デジタル施策の両面から業務を支援するシステムの活用や行政手続きのオンライン化の促進を図ることを位置付け

防災施策としての位置づけ

＜防災基本計画＞（令和3年5月中央防災会議決定）

○市町村は、効率的な罹災証明書の交付、個々の被災者の被害の状況等の情報を集約した被災者台帳の作成業務について、システムの活用等含めた効率的な実施について検討すること（要約）

デジタル施策としての位置づけ

＜デジタル社会の実現に向けた重点計画＞（令和3年6月閣議決定）

＜自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画＞（令和2年12月25日）

○令和3年度（2021年度）中に、市町村が共同で利用できるクラウド上において、住民情報等の情報を活用した被災者支援を効率化する仕組みを構築し、令和4年度（2022年度）以降に市町村に展開する。本仕組みを活用し、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニ交付を可能とする（要約）

その他、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書」、「デジタル・ガバメント実行計画」にも記載

平成25年の災害対策基本法改正で、各事務を法制化

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

令和3年の災害対策基本法改正で、個別避難計画の作成事務を法制化

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合〕
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画**について、**市町村に作成を努力義務化**。

〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%〕
〔任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



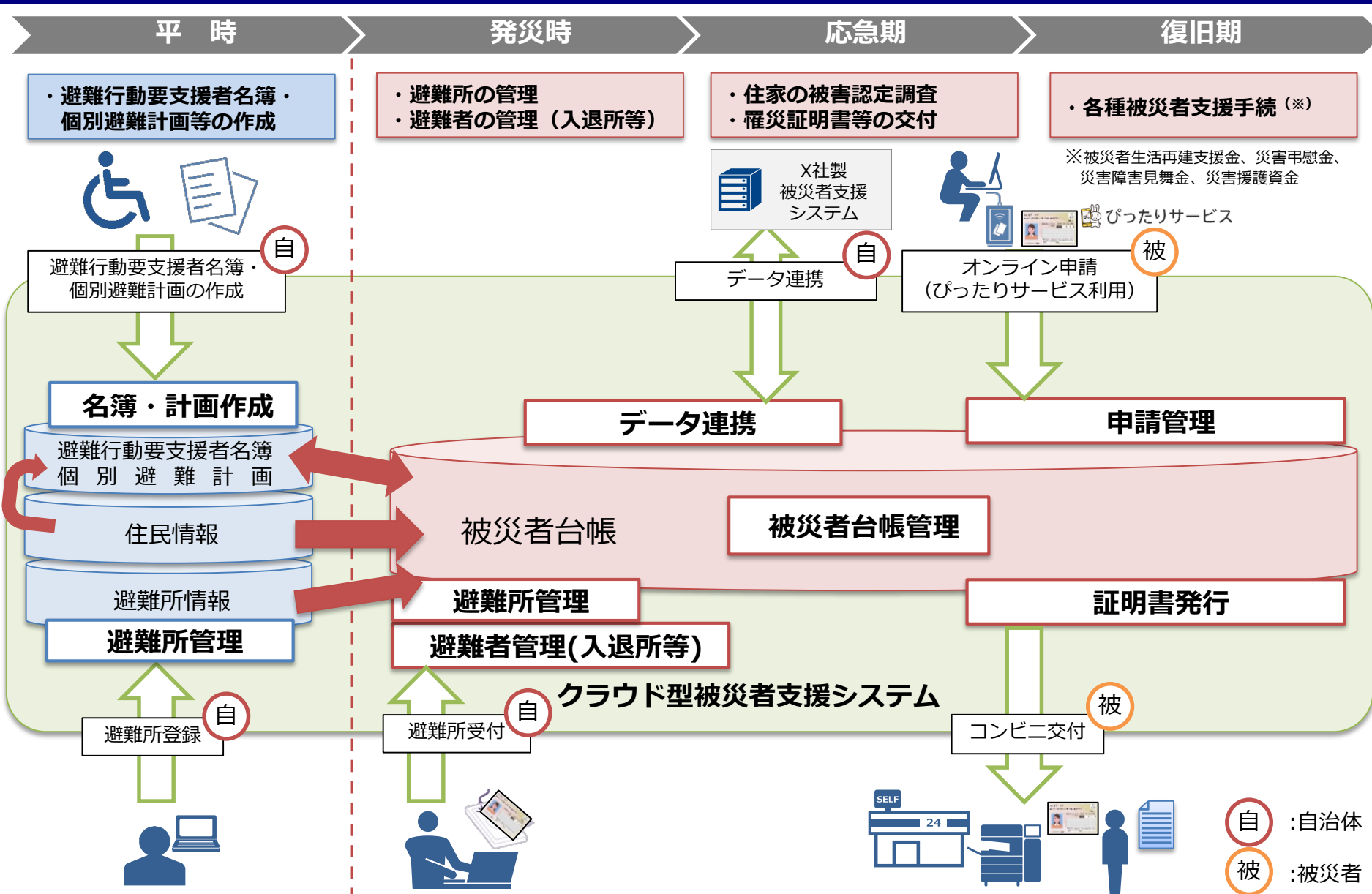
避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成3年5月改定）
内閣府(防災担当)

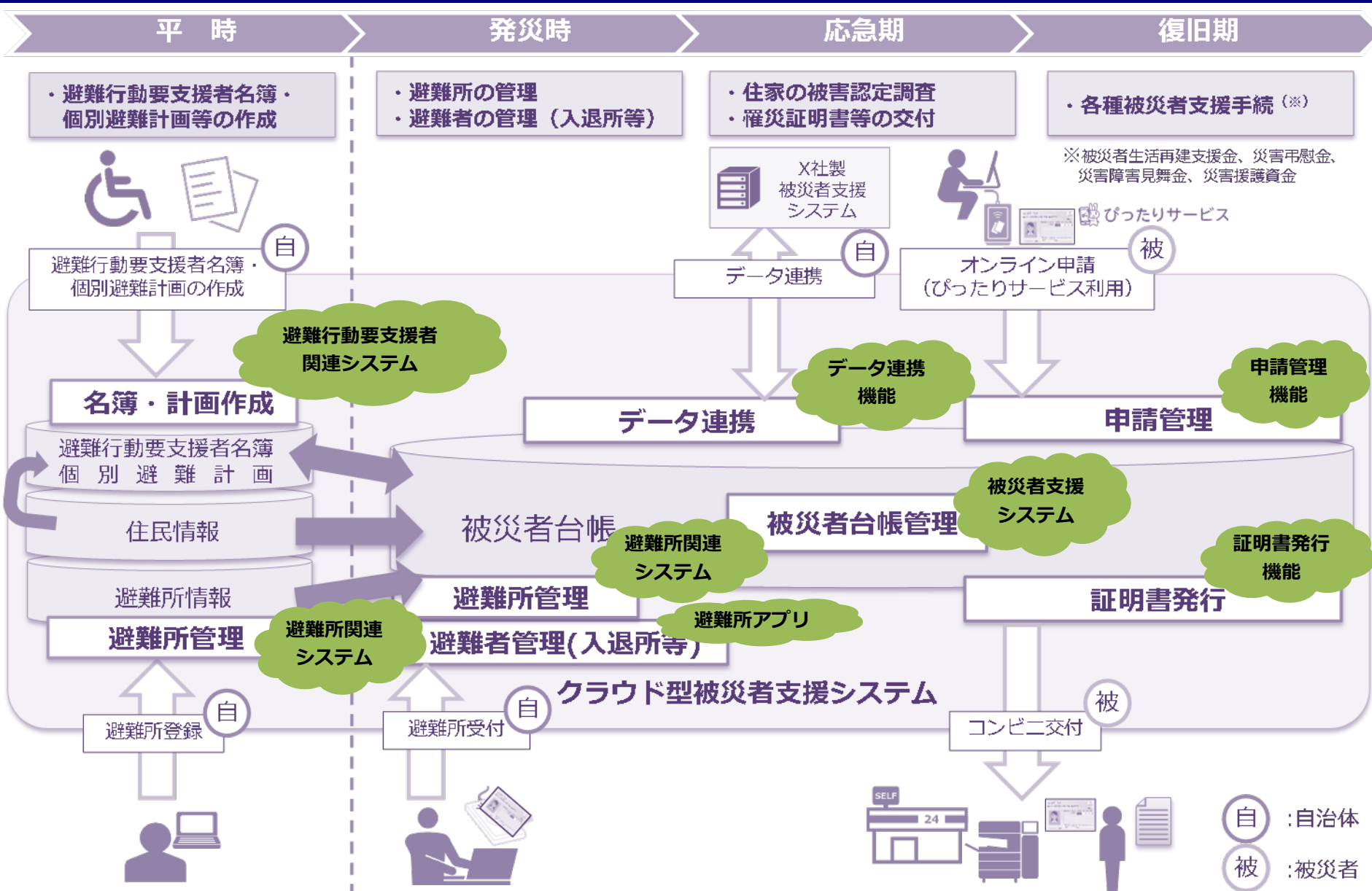
「優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。」

3. クラウド型被災者支援システムの概要

クラウド型被災者支援システムの全体像

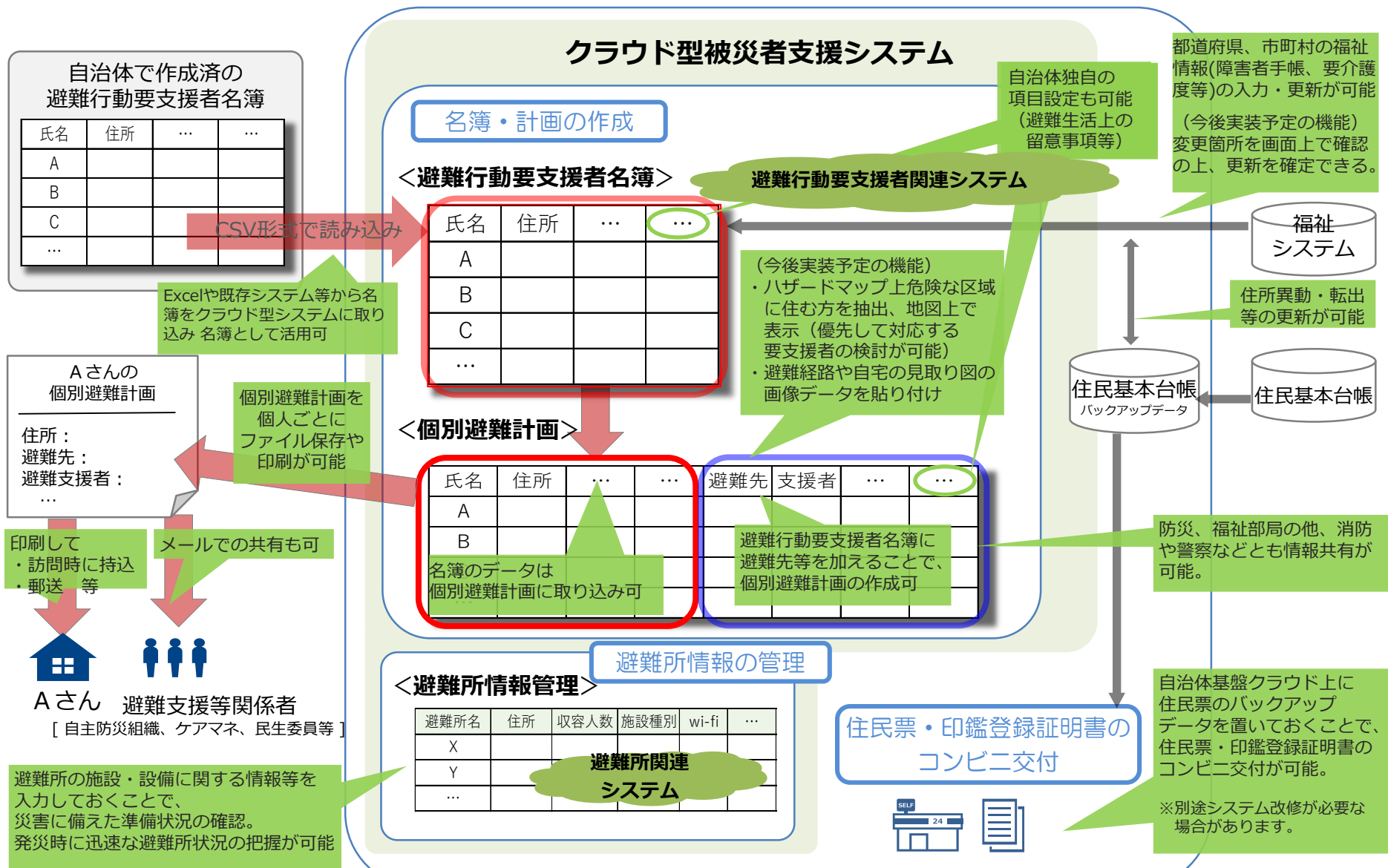


クラウド型被災者支援システムの全体像（機能別）

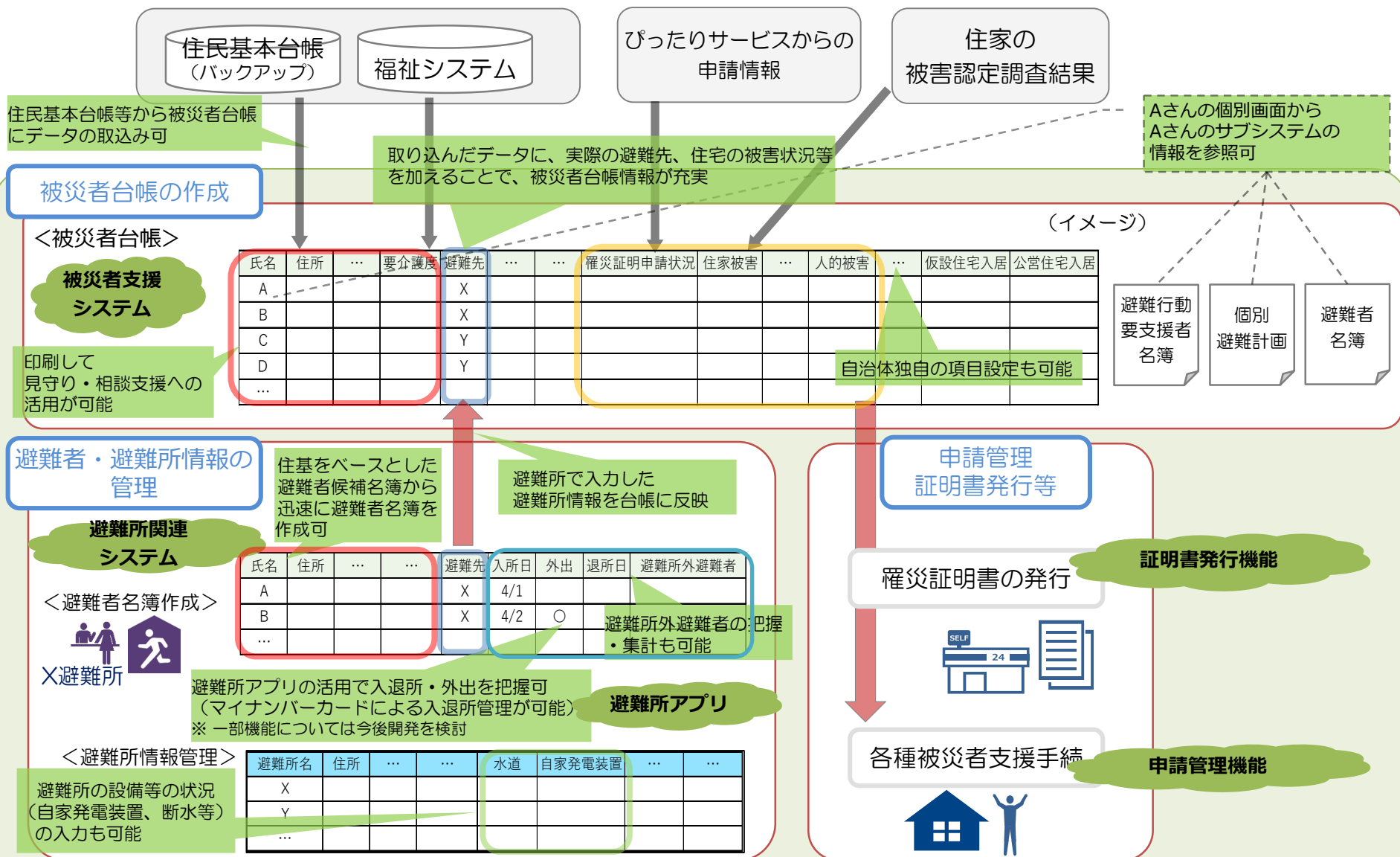


4. クラウド型被災者支援システムの活用例

クラウド型被災者支援システムの活用例（平時）



クラウド型被災者支援システムの活用例（発災時）



クラウド型被災者支援システム

5. クラウド型被災者支援システムのデモ操作説明 ～開発中の機能の一部（罹災証明書の電子申請～コンビニ交付）をご紹介します～

※開発中のため、画面イメージは今後修正される場合があります。

<トップ画面イメージ>



The screenshot shows the home page of the Cloud-based Disaster Relief System. At the top, the title "被災者支援システム" (Disaster Relief System) is displayed. A navigation bar includes the disaster name "災害名: 茨城地震 (2021/10/28)", font size options (S, M, L), a user profile for "防災太郎", and the current date "現在の日付: 2021/12/14". A central "総合メニュー" (Overall Menu) section contains several icons for system management and disaster relief functions. A red box highlights the "システム管理" (System Management) icon, which is also pointed to by a callout box. A vertical sidebar on the left lists categories: "被災者支援システム", "との連携", and "避難行動要支援者関連システム".

被災者支援システム

災害ごとに管理
(複数の災害を管理可能)

災害名: 茨城地震 (2021/10/28) 文字サイズ: S M L 防災太郎 ▾ 現在の日付: 2021/12/14

総合メニュー

被災者支援システム
被災非住家等管理システム
調査データ出力(GIS)
避難行動要支援者関連システム
避難所関連システム
避難行動要支援者関連セットアップ
システム管理
ショートカット追加・削除

被災者支援システム
との連携
避難行動要支援者関連システム


○ 発災時のシステム立ち上げのイメージ (現時点版)
・ 「システム管理」メニューから「災害名管理」を選択し、災害名・発災日等を登録 (後で変更も可能)
⇒ このとき、クラウド上に保管されている住民情報が被災者支援システムに取り込まれ、被災者台帳のベースが作成される。

申請管理（6 手続（※））

ぴったりサービスからの電子申請情報の取得、申請内容の確認、被災者支援システムへの取り込みが可能

※罹災証明書、被災証明書、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金

<システム処理の流れ>

 ぴったりサービス

ぴったりサービスから
電子申請
(被災者がマイナンバー
カードを用いて申請)

申請管理機能

ぴったりサービスから
電子申請情報を取得
(職員にメールでお知らせ)

申請内容の確認
(受理・不受理の判断)

被災者支援システムに
取り込み
(被災者台帳と連携)

被災者に確認結果をメール
でお知らせ (自動通知)

<画面イメージ>

【災害】罹災証明書の発行申請

◎ オンライン申請

制度
被災者支援

対象
災害によって住家等に被害を受けた方

手続を行う人
対象者ご本人又は依頼を受けた方

概要
災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書を発行する手続を行うことができます。

手続期限
〇〇年〇月〇日 (〇) まで
(※この項目にチェックを入れなければ、公開されません)

手続書類 (様式)

申請する

※開発中のため、画面イメージは今後修正される場合があります。

申請一覧

申請種別: 罹災証明書 被災証明書 生活再建支援金 災害弔慰金 災害障害見舞金 災害援護資金

検証結果: 正常 失効 処理状態: 未処理 受理 (連携済) 不受理 突合状態: 未突合 突合済み

申請日時: ~ 検索 クリア

フィルター 受付番号: × 申請者氏名: ^

申請者住所:

申請書情報: ×

添付ファイル: あり なし 突合結果: 相違なし 相違あり 突合不能

申請一覧

メッセージ

Items per page 5 ▼ 1-1of1 < >

被災者支援台帳と突合 不受理

(窓口・郵送での申請は、被災者支援システム本体から受付が可能)

マイナポータルとは

デジタル庁資料

○ マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

手続の検索・電子申請 (ぴったりサービス)

子育てをはじめとする
オンライン申請ができます
※サービスの検索や一部の申請
についてはマイナンバーカード
がなくてもできます

お知らせ

行政機関等から児童手当現
況届や確定申告などのあなた
に合ったお知らせが届き
ます

もっとつながる

(外部サイト連携)
・e-Tax
・ねんきんネット
などにつながります



わたしの情報

・税情報 (所得等)
・世帯情報
・予防接種の履歴
などが確認できます



やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関で
どのようにやりとりされた
かチェックできます

